平成２２年（フ）第４８７号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目９番地３県営姫路大津鉄筋住宅３号棟102号
債務者　前田　稚典
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４８８号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目９番地３県営姫路大津鉄筋住宅３号棟102号
債務者　前田美知代
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５０８号
兵庫県加古川市平岡町新在家902番地の24コヤマハイツ201号
債務者　古山　あや
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５０９号
兵庫県加古川市平岡町新在家902番地の24コヤマハイツ201号
債務者　田代みやこ
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５２２号
兵庫県加古川市神野町神野950番地
債務者　橋本　　守
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４２号
兵庫県加古川市尾上町今福219番地の15
債務者　村上　泰司
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４８号
兵庫県姫路市御国野町国分寺421番地１
債務者　河野　博明
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７５７号
広島市安佐南区伴南１丁目１番５―601号
債務者　吉田扶美子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５５号
広島市南区宇品御幸５丁目９番３号、申立時の住所広島市中区江波西１丁目26番22号
債務者　北野富久治
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８３号
広島県東広島市西条町寺家7397番地２
債務者　宮内　保和
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８８号
広島県東広島市西条中央７丁目８番11号ヒルサイド21　101
債務者　新本　　憲
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９９号
愛媛県松山市久万ノ台253番地１　第81杉フラット503号、申立時の住所広島市南区東雲２丁目18番23―207号
債務者　村田　　幸
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２２号
広島県安芸郡府中町宮の町１丁目２番14号
債務者　花岡　節子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２４号
広島市佐伯区五日市町大字上河内469番地４エトワールパルクエスト203
債務者　池岡　真弓
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２９号
広島市安佐北区亀崎３丁目４番77―304号
債務者　中村　孝次
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４２号
広島県廿日市市上平良210番地５
債務者　小見山靖子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９６号
広島市東区戸坂南１丁目３番９―108号　高橋節子方、住民票上の住所広島市東区戸坂南１丁目４番15―４号
債務者　戸張　良紋
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　広島地方裁判所民事第４部